

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

原告第16準備書面

令和4年6月18日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同 (主任)	川 上 資 人
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



原告は、本件における被告らの注意義務について以下のとおり主張を整理する。

第1 そもそも法律に基づいて戒具の使用を開始する義務に違反していること

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「同法」という。）は、第214条で「保護室への収容」と題して保護室収容要件を定め、第213条で「捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用」と題して戒具使用要件を定める。

本件は、被告東京都が同法214条に基づいて亡アルジュン氏を保護室へ収容した上で、同法213条の戒具使用要件を満たさないにもかかわらず、違法に戒具を装着して亡アルジュン氏を死に至らしめた事件である。

したがって、被告東京都は、同法が定める戒具使用要件がないにもかかわらず、亡アルジュン氏に対して違法に戒具を使用したのであって、注意義務違反は明らかである。以下、詳述する。

(2) 同法 214 条は、保護室収容要件について、第 1 項で「留置担当官は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、留置業務管理者の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。」

と定める。

本件で、被告東京都は、上記要件を満たすものと考えて、亡アルジュン氏を保護室に収容した。その上で、保護室に収容されている亡アルジュン氏に対して、戒具を装着した。

2 亡アルジュン氏に対する保護室入室後の戒具使用開始について

戒具使用要件を定める同法 213 条は、戒具使用要件について、第 1 項で「留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」

と定める。

本件で、被告は、同法213条1項の1号及び2号の要件に該当するため亡アルジュン氏に対して、保護室内で戒具を使用したと主張する。

しかし、まず亡アルジュン氏は、保護室に收容されている以上、「逃走すること」(第1号)は不可能である。

また、保護室は、同法214条が定めるように、「自身を傷つけるおそれがあるとき。」(第1号)、及び「他人に危害を加えるおそれがあるとき。」(第2号ロ)にそれらの行為を防ぐために收容する部屋であって、亡アルジュン氏が保護室に收容された時点で、「自身を傷つけ、又は他人に危害を加える」(213条1項2号)「おそれ」(213条1項柱書)は除去され、存在しないこととなる。

したがって、被告東京都によって既に保護室に收容されていた亡アルジュン氏には、同法213条1項が定める戒具使用要件は認められないのであって、それにもかかわらず漫然と戒具を使用した被告東京都の注意義務違反は明らかである。

第2 更に戒具使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務にも違反していること

第10準備書面で述べたように、留置施設において、留置担当官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用するに当たり、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しない」注意義務を負っている。

特に丙12号証の「警視庁被留置者留置規程運用要綱の制定について」において、ベルト手錠及び捕縄の使用上の個別的留意事項として、「必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げないように注意する」と定められていることは極めて重要である。

本件においては、そもそも亡アルジュン氏を保護室に入れた時点で戒具使用の必要性が存在しないことは上述したとおりであるが、万が一、保護室入室直後に必要性があったとしても、保護室入室後、亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げている。

更に保護室収容中、アルジュン氏が床の上を転げ回っているのは戒具による緊縛の痛みから逃れようとしているものであるところ、被告東京都は、亡アルジュン氏の戒具が緩んでいるとして4回にわたって締め直しており、この間も、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げ続けた。

したがって、保護室内における亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、終始、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げたことについての被告東京都の注意義務違反も明らかである。

第3 十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務にも違反していること

さらに、被告東京都は、保護室収容に際して医師に対する意見聴取を行う際に、本人の身体と精神の状況、手錠捕縄の使用状況などについて説明をしたうえで意見を求める義務を負うところ、亡アルジュン氏の保護室収容にあたって、本人が3月12日から咳、嘔吐、下痢、腹痛の症状を有し、3月13日からは痰と嘔吐の症状を有する体調不良の状態にあったと訴えていること、現に3月14日の医師の診察により亡アルジュン氏の発熱、下痢、腹痛の症状が確認されていたこと、亡アルジュン氏が食欲不振であり逮捕後から食事をほとんど食べていないこと、これらの事情から脱水症状が強く疑われる状態にあることを医師に対して情報提供していない。

したがって、この点についても被告東京都の意見聴取義務の違反という注意義務違反が認められる。

第4 戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止するべき義務違反も存在すること

被告東京都が今般提出した「戒具使用マニュアル」によれば、被告東京都は、「戒具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止する」べき注意義務を負っている（丙41号証：留置業務執務資料の51頁「戒具使用マニュアル」）。なお、

当該記載からも明らかなおり、今般、被告東京都が提出した丙40・41号証には上記記載以外にも本件と関連する記載が存在する可能性が高い。したがって原告は、被告に対し、前回期日において求めたように、丙40・41号証について被告が黒塗りとした部分に関して、裁判所又はその他適当な場所において、黒塗りにした箇所について原告代理人弁護士らに対して閲覧させ、本件と関連性が無いことを確認させるよう改めて求める。

このことは、甲36号証の国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）の規則48において、「1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。」として、「(c) 拘束具は、必要な時間のみに用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。」と定めていることから基礎付けられる。なお、当該マンデラ・ルールズの位置付けについては、日本政府を代表して起草メンバーに加わっていた法務省矯正局成人矯正課企画官の杉山多恵氏が、「1957年に国連経済社会理事会において承認されて以来、被拘禁者処遇に関し尊重すべき国際的な基準として位置付けられてきた。」と述べている（甲37号証）。さらに上川陽子法務大臣（当時）も、国会答弁において、「マンデラ・ルールズということで、国際的な、法的拘束力はないけれどもということでありますけれども、努力すべき国際的な基準としてということで御紹介をいただきました。その趣旨につきましてもできる限り尊重して、そして実務の運用に当たっているという状況でございます。」と国民に対して説明している（平成30年3月22日参議院法務委員会）。このように日本政府は一貫してマンデラ・ルールズについて、法的拘束力は無いものの、実務運用において尊重すべき国際的基準であるということを繰り返し述べており、被告東京都においても、当然ながら行政機関として尊重義務を負うものであることが明らかである。

本件においては、そもそも亡アルジュン氏を保護室に入れた時点で戒具使用の必要性が存在しないことは上述したとおりであるが、万が一、保護室入室直後に必要性

があったとしても、保護室入室後、アルジュン氏が床の上を転げ回っているのは戒具による緊縛の痛みから逃れようとしているものであって、このような動作が戒具使用の要件に該当しないことは明らかである。それにもかかわらず、被告東京都は、亡アルジュン氏の戒具が緩んでいるとして4回にわたって締め直しており、被告東京都が、「戒具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止すべき注意義務」に違反したことは明白である。

第5 戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務の違反があること

(1) 被告らは、戒具を使用した被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が確認された場合には、血栓症等の危険があることから、直ちに医師に相談の上、当該被拘禁者を病院に搬送して適切な治療を受けさせる注意義務を負っている。

それにもかかわらず、被告東京都は、検察庁への護送準備時において亡アルジュンの両手が激しく腫れて鬱血した状態にあることを現認し、病院に搬送する必要性があるとの判断までしていたのに、医師に相談することもなく、検察庁への送致期限を徒過することのみをおそれて検察庁への送致手続を優先し、亡アルジュンを直ちに病院に搬送せず適切な治療を受けさせなかった。

これによって被告東京都は、戒具を使用されていた部位から血栓が徐々に血管内に流れ出し肺動脈に詰まっていく状態を作出して放置し、亡アルジュンの血栓症による死亡結果を惹起しており、被告東京都の注意義務違反が認められる。

(2) また、被告国についても、亡アルジュンの事件を担当する検察事務官は、取調室における亡アルジュンの取調べ開始から片手錠を解除する間において、亡アルジュンの両手が激しく腫れて鬱血した状態にあることを現認していた

のに、医師に相談することもなく、亡アルジュンを直ちに病院に搬送せず適切な治療を受けさせなかった。

これによって被告国は、戒具を使用されていた部位から血栓が徐々に血管内に流れ出し肺動脈に詰まっていく状態を放置し、亡アルジュンの血栓症による死亡結果を惹起しており、被告国の注意義務違反が認められる。

以 上